

交通山陽小野田



【山陽小野田市内交通事故発生状況 (令和8年5月末)】

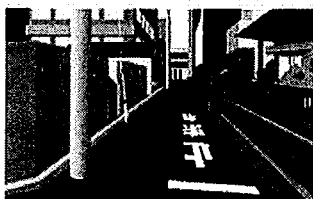
区分	総件数	人身事故				物損事故
		発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	
令和8年	511	37	2	5	34	474
増減	- 39	± 0	+2	± 0	- 5	- 39

- 交通死亡事故
 - ・ 2月～新生2丁目、軽四乗用 (50歳) × 歩行者 (79歳) 歩行者が死亡
 - ・ 3月～厚狭郡国道2号、原付二種 (23歳) × 軽四 (37歳) 二輪運転手が死亡
- 人身事故発生 115件 (令和7年中)
 - ・ 年齢別～高齢者 50件 (43%) うち 75歳以上 33件 (29%)
 - ・ 事故の詳細～夕方 16時～19時の間に 35件発生 (30%)

山陽小野田交通安全協会
山陽小野田安全運転管理者協議会
山陽小野田警察署
電話 84-0110

生活道路とは?

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯がない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守るとは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう!

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

■警察庁HP
▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/kansu/traffic/sokoshinshourei/sokoshinshourei.html>



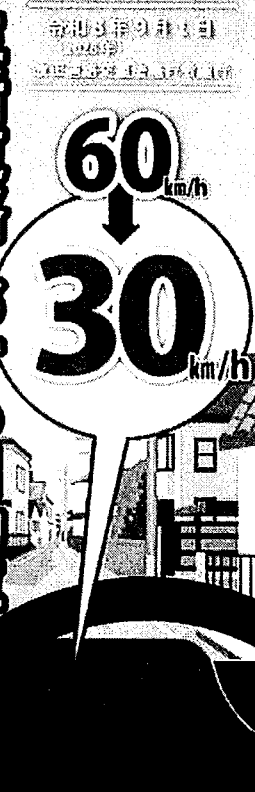
問い合わせ先

■全国都道府県警察HP
▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/lnk/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!



警察庁・都道府県警察

▽以下の道路における自動車の法定速度は▽ 引き続き60km/hです

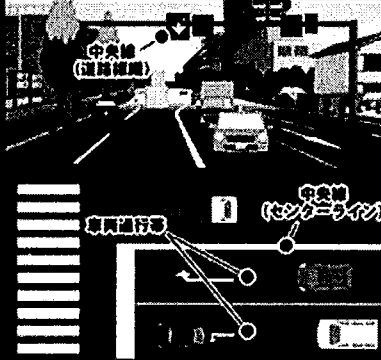
1

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路




2

道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



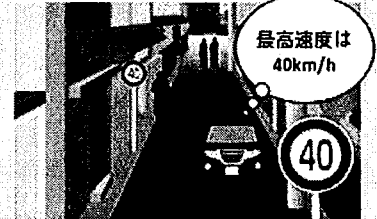
3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します

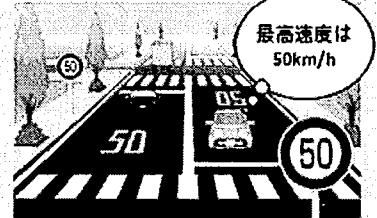
4 自動車専用道路 

従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。

交通安全協会の活動状況

地域の交通安全活動のリーダーとして、また交通事故から皆さんを守る心強い存在として交通安全協会の方々活躍されています。



市内小・中学校での自転車教室



交通事故防止キャンペーン



スーパー等で交通安全を呼びかけ

《交通安全協会入会のご案内》

特典

- 入会時、粗品の進呈、更新時の写真サービス（厚狭幹部交番）
 - 交通安全活動協賛店での割引サービス
 - チャイルドシート無料貸し出し（最長1ヶ月）
- などがあります。会費は、年間会費500円×運転免許証の有効年です。（最大で5年間の2,500円）

電話 (0836)84-0110(内線441)
厚狭分室 (0836)72-0110

